

## 「第5期富士見市高齢者保健福祉計画（案）」に対する意見募集の結果について

平成24年1月26日

富士見市高齢者福祉課

富士見市は、「第5期富士見市高齢者保健福祉計画（案）」に対する意見の募集を、平成23年12月9日から平成24年1月10日まで行いました。その結果20件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見と当該意見に対する富士見市の考え方は下記のとおりです。

### パブリックコメント実施方法

- ・ 募集期間 平成23年12月9日～平成24年1月10日
- ・ 告知方法 広報ふじみ、市ホームページ
- ・ 意見提出方法 郵送、ファックス、電子メール、持参

意見概要	対応方針	市の考え
<p>現在、高齢者世帯（高齢者二人世帯、高齢者一人世帯）に対する小地域でのサポート体制が整っていない。有償、無償を問わず極小地域（30世帯～50世帯）単位でのサポート体制が望ましい。</p> <p>現在市では、高齢者に対しアンケートで、災害時に避難困難者のお手上げ方式で、その情報を民生委員、町会、地区社協などで共有し災害時に役立つような計画がされているようなことを聞きましたが、その情報により、小地域での日常の生活に密着したサポート体制を確立できれば良いと思います。民生委員、町会、その地域内の健常者で組織し、ゴミだしや家内の高所作業などの生活に関する補助が必要と考えます。（現在の私の住まいは5階建てでエレベーターが無いので、粗大ゴミや日常のゴミだし等で困っている話も聞かれます。）</p> <p>PS・過去に数回パブリックコメントに対し提案したことが有りますが、当局よりの「ご意見有難うございました。ご提案を関係部局に伝えます。」</p>	<p>原文の内容で対応します。</p>	<p>第3章基本計画の基本目標5地域支援事業の推進として、計画に盛り込んでおります。</p> <p>小地域へのサポート体制につきましては、地域包括支援センターの運営方針に上げておりますが、3箇所の地域包括支援センターは、一人暮らしや高齢者世帯の方のお宅に生活状況の把握のために訪問することや、地域の関係機関等とのネットワークづくりを強化することで、早期に情報を得、必要時に適切な支援ができることを目標にしております。今後も町会や民生委員、商店等の方々との関係作りを継続し、介護保険制度や社会福祉協議会等の社会資源の活用、町会の方々による見守りなどができ</p>

<p>などもお礼のメールは届きますが、その後の情報はまったく聞かれません。</p> <p>市当局のパフォーマンスでパブコメを求めているような気がしておりますが？</p>		<p>ていくことで、高齢者の在宅生活が継続できるように活動をしてまいります。</p>
<p>第5期富士見市高齢者保健福祉計画の第3章-1-(1)の部分について投稿します。</p> <p>(1)に記載してあります「生活習慣病予防を目的とした様々な健康教室や健康講座を実施し、高齢期まで継続した健康づくりや自己健康管理ができるよう支援します。」という部分ですが、18歳以上からなのか、それとも30代からの限定なのか、具体的な年齢制限等がない。具体的な年齢等が分かれば、一発でいいと思うが、明確な内容がなければそう簡単にお墨付はもらえないと思う(84.56%はそう思う可能性が予想される)</p> <p>次に(2)の健康相談ですが、「生活習慣病予防のための健康管理や、高齢期特有の課題に関すること、食事についての相談に応じます。また、町会や地区社会福祉協議会、各種サークルや団体などと協働して地域健康相談を実施し、市民の健康意識の高揚を促し、健康学習や健康実践活動を支援します。」という記載ですが、1部民間へ委託相談になるのか、それとも広域地域または遠方地域から職員を派遣して食事等の相談をするのか？という部分と社会福祉協議会・町会・各種サークル団体などと協働して健康相談を実施等が書いてありますが、さすがに町内会役員・社会福祉協議会が健康相談を実施しても、本当に大丈夫なのか？という部分と医療資格をもった看護師等と同席で健康相談を実施したほうがいいと思う。下手に言うと、あとになってからエライ事件になりかねない可能性がある。細かい内容さえあれば、具体的に投稿できるが、おおまかな記載しかないので、今言えることをストレートで書いた。</p>	<p>原文の内容で対応します。</p>	<p>(1)健康教育は、成人の健康づくりとして、おおむね18歳以上64歳以下の市民を対象と想定しておりますが、実際の教室、講座などでは年齢制限は行わず、地域でのつながりや声の掛け合いを重視し、広く市民の健康づくり事業として取り組んでおります。各教室、講座開催時は、対象年齢を明確にしてお知らせしております。</p> <p>今後も、健康増進センターで実施する母子保健事業や、65歳以上の市民を対象とする介護予防事業と連携しながら、市民全体の健康づくりに、年齢を区切ることによる遺漏が生じることのないよう取り組んでまいります。</p> <p>(2)健康相談は、保健師、看護師、管理栄養士等の健康増進センターの職員が実施しております。町会や地区社会福祉協議会など地域の団体の要望に応じ、健康増進センターの職員が地域に出向いて相談会を行う形式もっております。</p>

<p>(遠方地域＝23区(東京多摩地方は除外)・横浜市・千葉市・川崎市・大阪市・福岡市・さいたま市・静岡市・広島市等の政令都市のこと)</p> <p>(広域地域＝所沢・三芳町・志木市・新座市・朝霞市・ふじみ野市・和光市・川越市・飯能市・戸田市のこと)</p>		
<p>P66の(2)給付費の状況</p> <p>①介護給付費 介護給付費の状況では、実績値はおおむね計画値の範囲内にあるものが多くなっています。平成21年度と平成22年度の実績値の伸び率は全体で109.9%伸びています。特に訪問リハビリテーションの割合が最も高く、次いで訪問入浴介護、老人保健施設となっています。上記の内容ですが、富士見市における訪問リハビリテーションサービス実施事業者が少なくケアプラン作成時にサービスを位置づけに苦慮していたことがありました。しかし、22年度においてサービスが増加したことをうけて、富士見市における訪問リハビリテーション実施事業所を公表していただき、ケアプラン作成の参考にしたいと思えます。また、事業所選択の迅速化を図るうえで、利用数の多い事業所順も公表して頂きたいと思えます。以上よろしくお願ひいたします。</p>	<p>原文の内容で対応します。</p>	<p>各サービスの実施事業所につきましては、市ホームページの「市内介護保険サービス提供事業所一覧」及び介護保険のパンフレットにより情報の公表をしております。</p> <p>今後も必要性の高いと思われるサービスを中心に掲載してまいります。</p> <p>なお、利用数の多い事業所順の公表につきましては、事業所の運営に関わることで、公表は控えさせていただきます。</p>
<p>昨年11月に「広報ふじみ」12月号の配布がありました。その中に「第5期富士見市高齢者保健福祉計画(案)」についてのパブリックコメント募集が載っており、今まで無関心であったため、事前学習をしたいと考え、富士見市ホームページ上から広報誌面記載の「第4期富士見市高齢者保健福祉計画」を検索しましたが、当該キーワードでは第4期の計画には辿り着けませんでした。そこで、富士見市立図書館の図書検索サイトを探し同様に「第4期富士見市高齢者保健福祉計画」を検索しましたが、そのような図書の存在は確認できませんでした。市ホームページでも、市立図書館図書検索サイトでも検索できない計画名を掲載した「広報ふじみ」のパブリックコメント告知は、その有効性を備えていな</p>	<p>原文の内容で対応します。</p>	<p>第4期富士見市高齢者保健福祉計画は、市ホームページの「市政・まちづくり→施策・計画→健康福祉部→富士見市高齢者保健福祉計画/高齢者福祉課」で閲覧できますが、今後はより見やすく、わかりやすいように関係各課と調整を図ってまいります。</p>

<p>いと言えます。市ホームページの問題点は度々指摘されており、市当局の怠慢そのもの、と理解します。市ホームページ、市立図書館図書検索サイトで検索できるように仕組みを洗い直し改善を行った上で、あらためて「第5期富士見市高齢者保健福祉計画(案)」についてのパブリックコメント再募集を要求します。付言すれば、第4期計画(案)パブコメ募集時にも、二度(20年12月・21年1月)告知が存在します。当時の反省は何処へ行ったのでしょうか。</p>		
<p>累次にわたる指摘・提起にもかかわらず、「計画案の閲覧および用紙の配布場所」では、「趣旨」「概要」は掲示・配布されていない。「趣旨」「概要」は広報誌およびホームページ上のみ示されており、「計画案の閲覧および用紙の配布場所」で折角の計画(案)・応募用紙を目にし、或いは入手しても、「趣旨」「概要」無しでは、理解・意見応募には相当の努力が必要である。しかも、改善を提案し続けた結果、現在では「計画(案)」は閲覧だけでなく、配布も行われており、広報誌およびホームページ上の告知は不十分で、誤解を招きかねない。よって、かかる不十分な前提によるパブリックコメント募集は瑕疵をもっており、市民の意見を十二分に踏まえたものとは言えず、したがって有効性を備えておらず、再募集を要求する。</p>	<p>原文の内容で対応します。</p>	<p>広く市民の皆様からご意見をいただけますように、自治基本条例に基づき実施しております。</p>
<p>H23年11月開催の「平成23年度富士見市保健福祉事業推進委員会等会議録」の中に、「第6回保健福祉推進委員会」で「富士見市高齢者保健福祉計画素案」の審議がおこなわれ、委員から「自殺者が何故多いのか高齢者部分があってもよろしいのではないか」との指摘があり、事務局は「調査してみます」との回答が記載されている。その審議内容は計画案に反映されたのか照会した結果『「富士見市の平成21年度の状況が、県、国の平均と比較して、割合が高いがその原因があるのか、高齢者の状況はわかるのか」との委員会で議論になり、この10ページの表の</p>	<p>原文の内容で対応します。</p>	<p>この統計は、市民課において死亡診断書の受理により集計されておりまして、保健所を通じて県及び全国として集計をしているものです。 平成21年度は富士見市における自殺者が県及び全国と比較して多い状況になっておりますが、今後も状況の把握を注視してまいります。</p>

<p>状況を調べましたが、これは、統計的の数値であり、理由等分析はしていないという結果でした。』との回答であった。一体どういう調べ方をしたのだろうか、資料提供の健康増進センター担当者に聞いただけではないのか。一般的に自殺は警察関係機関が把握しているし、内閣府経済社会総合研究所には「自殺分析班」という部署まであるそうで、都道府県、年齢、原因・動機は一定程度公表されているはずである。計画案10ページでは、10万人当たりのH21年自殺者は、富士見市で36.2人、埼玉県で24.4人と、富士見市は埼玉県よりも48%も多い。また、富士見市では前年のH20年は21.1人で、72%も多くなっている。必ずしも高齢者の自殺者が多かったとは言えないにしても、10ページの表・図からは誰でも疑問に思うと考えられ、市当局に真摯な調査姿勢は不可欠であり、保健福祉事業推進委員会等の審議に対し、あまりにも事務的で、心のこもらない対応では、計画案への意見応募は提出前に空しさを覚えてしまう。また、それを許す委員も委員であり、あらためて責任ある計画案審議をおこない、パブリックコメント募集をやり直すよう求める。</p>		
<p>前年度「第4回富士見市保健福祉事業推進委員会会議録」(H23年3月開催)は、あたかも審議内容に直接利害関係のある委員が加わったまま審議されているような会議録になっている。訝しく思い、照会してはじめて当該委員は除斥の上審議したと回答があった。当該委員を除斥の上審議したことは当然であるものの、委員除斥という重要内容が不記載の会議録の有効性を誰が認定したのか重ねて照会すると、「要点筆記を載せたものです」、「委員会は、公開となっております」と、照会には直接答えず、開き直りに等しい回答であった。「第5期富士見市高齢者保健福祉計画(案)」審議内容が、かかる市当局の一方的な「要点記載」の会議録でしか確認できないのでは、責任ある提出意見を述べようがない。責</p>	<p>原文の内容で対応します。</p>	<p>富士見市保健・福祉事業推進委員会は、介護保険事業及び高齢者保健福祉に関する進捗状況の検討や計画策定に関する審議の委員会であり、直接利害関係のある議題はございません。</p> <p>なお、同委員会の委員は、地域密着型サービス運営委員会及び地域包括支援センター運営協議会委員を兼ねておりますので、その地域包括支援センター運営協議会での委託に関する審議において、関係する委員を除斥としたもの</p>

<p>任ある内容が記載された会議録に改めた上で、意見の再募集を求める。</p>		<p>でございます。</p>
<p>計画(案)の数値は恣意的とも思える扱いが伺える。意見応募にあたって直近の一定時点の理解を得られるよう、また本文理解促進の意味から内訳表示も含め、整合性を再整理した上で意見を再募集すべきである。議会への提出時には示されるだろうが、市民への意見を募る時点でこそ丁寧さが求められる。</p> <p>例えば、</p> <p>(1) 1 ページで、「富士見市では、要介護認定者が 3, 0 0 0 人を超え、サービス利用者も 2, 2 0 0 人という状況になっている」と指摘している。しかし、この内容は 9 0 ページに及ぶ計画(案)の何処にも示されていない。直近は、7 および 2 2 ページで 2 3 年 7 月末のみ示されているにすぎない。恥ずかしながら、所管部署に照会して 2 3 年 1 1 月末時点で「要介護認定者が 3, 0 0 0 人を超え、サービス利用者も 2, 2 0 0 人」となっていることをはじめて知った。</p> <p>(2) 国勢調査資料は止むを得ないとしても、計画(案)所管部の健康福祉部や関係の深い自治振興部・市民生活部管轄の数値は可能な限り案策定直近の 1 1 月時点の数値で意見募集すべきであると考え。例えば、7・22 ページの「要支援・要介護認定者推移」では、2 3 年は 7 月末とともに 1 1 月末を、1 2 ページ「障がいのある人の状況」「身体障害者手帳所持者数の推移」では 2 3 年度 1 1 月末を、5 1 ページ「日常生活圏域人口」は 2 3 年 1 1 月末現在を付す配慮が欲しい。</p> <p>(3) 1 0 ページの「主要死因」表・「主要死因の推移」グラフは、H 2 1 年(迄)の数値であるが、H 2 2 年も記載可能ではなかったのか？健康増進センターを督励して H 2 2 年の数値を把握させるか、健康福祉部</p>	<p>原文の内容で対応します。</p> <p>原文の内容で対応します。</p> <p>原文の内容で対応します。</p>	<p>人口等の数値は、基本的に毎年 1 0 月 1 日現在の数値であり、給付等に関する数値は 7 月の実績でございます。</p> <p>策定の趣旨の部分につきましては、直近の数値をお示ししたものでございます。</p> <p>前記のとおりでございます。</p> <p>身体障害者数は、各年度末の数値でございます。</p> <p>全国及び県との比較をしたグラフでございますので、本計画(案)では、平成 2 1 年度までの表記になります。</p>

<p>自らが把握して示すべきではないか。現状では、健康福祉部が「平成23年度健康福祉部の運営方針」を飾り物に貶めてはいまいか。</p> <p>(4) 48～49ページの「地域包括支援センターの活動実績」で、会議以外の事業・内容は日常生活圏域別内訳が欲しい。また、66～72ページの21～22年度「給付費」、24～26年度「給付量・費」では連結して示す工夫が欲しい。</p>	<p>一部修正します。</p>	<p>空欄になっている部分につきましては、その時点で事業が未実施、若しくは数値を把握していなかったため空欄にしましたが、「－」で表記するよう修正します。</p> <p>趣旨はご理解いたしますが、実績の部分と今後の給付見込みのため、別のページの記載としました。</p>
<p>計画案文の用語が極めて難解で、「用語解説」自体が索引や一定の専門的知識を持ったレベル者でないと消化不良を来たと感じ、「用語解説」のその又「用語解説」の必要を感じる。改善を提起します。</p> <p>例えば、</p> <p>(1) 「地域包括支援センター」は、地域・包括・支援・センター夫々が意味を持っているとは思いますが、国や他の自治体でも使っているとは思いますがあまりにも上から目線の表現であり、利用者・市民目線からは難解と感ずる。よって、例えば「地域総合相談支援センター」とか「高齢者総合相談支援センター」などへの名称変更を提案する（キーワードは、2ページの下から8・7行にあり）。長すぎるのであれば、「高齢者相談支援センター」もあろう。</p> <p>(2) 7ページには「要支援・要介護認定者」があり、22ページでは良く似た「要介護認定者」がある。その異同は専門的立場者にしか分からない。</p>	<p>原文の内容で対応します。</p> <p>一部修正します。</p>	<p>用語解説につきましては、なるべくご理解いただきやすい内容で表記するように努めます。</p> <p>各圏域に地域包括支援センターが整備された際に、今回の御意見を参考にさせていただきます。</p> <p>表記は「要介護認定者」にいたします。</p>

<p>(3) 16 ページ「二次予防対象者」「要介護リスク保有者」も難解と感ずる。</p>	<p>原文の内容で対応します。</p>	<p>この用語は、法令に基づき使用しておりますので、用語解説でご説明するようにいたします。</p>
<p>計画案冒頭の1 ページで、「富士見市では、要介護認定者が3,000人を超え、サービス利用者も2,200人という状況になっています」と指摘しているが、計画案文の中では、その時点も不明確で、サービス未利用者が800人(3,000人の27%)にも及ぶ内容や背景の分析は見当たらない。それにもかかわらず「サービス利用者も2,200人」と肯定的な評価をおこなっている。計画案記載の数値の時点・認定内容別は会議録には載っておらず、照会してはじめて知ることとなった。時点はH23年11月末とのことであったが、注目したのは「要介護5」の認定者が286人に対し、利用者は203人で83名は利用していない。未利用率は29%にも及んでいる。しかも、13～20ページに掲載してある「本計画を策定するため」実施した調査では、「要介護3～5」は対象外である。しかし「精度の高い高齢者の??態像・ニーズや高齢者の自立生活を阻む課題をよりの確に把握しました」と自賛しているから、「要介護3～5」の高齢者は自立生活から程遠いと断じて、その層の「高齢者の状態像・ニーズ」さえ把握を放棄しているに等しい。このような一方的な分析を根拠にした計画案は認めるわけにはいかない。</p>	<p>原文の内容で対応します。</p>	<p>今回の高齢者実態調査は、要介護認定者で軽度者(要支援1から要介護2)の方や要介護認定を受けていない高齢者を対象として行っております。これは、国が基準を示しており、軽度の方の予防事業をそれぞれの地域でどのような特徴があるのか、どのような予防サービス・事業が必要かを把握するために行うこととして、多くの自治体で同じ項目で調査が行われました。</p> <p>以上のことから要介護3以上の方につきましては、今回調査の対象外としました。</p> <p>重度(要介護3以上の方)の方の意向は、これまでに国の調査や各種調査の結果から、施設等の利用意向やその必要割合は、それほど変化がないことにより、今回は調査を行なわなかったものでございます。</p>
<p>計画案3 ページで「第5期富士見市高齢者保健福祉計画～あんしん 元気 生き生きプラン2012～(以下「第5期計画」とする)」と命名しているが、今後正式にこの様に扱おうとしているのか?第4期計画(決定)の冊子「あんしん元気生き生きプラン2009 富士見市高齢者保健福祉計画」でも、2 ページで「富士見市高齢者保健福祉計画～あんしん 元気 生き生きプラン2009～(以下「第4期計画」とする)と称しながら、冊子表紙は「あんしん元気生き生きプラン2009 富士</p>	<p>一部修正します。</p>	<p>「第5期富士見市高齢者保健福祉計画～あんしん 元気 生き生きプラン2012～」を「あんしん 元気 生き生きプラン2012～第5期富士見市高齢者保健福祉計画～」にいたします。</p> <p>なお、ご意見④の市の考え方としてお示ししましたとおりでございますが、より分かりやす</p>



<p>見市高齢者保健福祉計画」であり、市ホームページから「第4期富士見市高齢者保健福祉計画」を検索してもヒットせず、市立図書館検索でも「該当する資料はありませんでした」との結果である。しかしながら、今次パブリックコメント配布資料（冊子）表紙を注意深く読むと、「あんしん 元気 生き生きプラン2012 第5期富士見市高齢者保健福祉計画（案）」とあるし、3ページの「■計画関連図」でも「あんしん 元気 生き生きプラン2012 第5期富士見市高齢者保健福祉計画」とあり、2ページ記述とは、表現が前後逆転している。一体正式名称は何か？計画書案の冒頭からこの様な操作があっては、真面目に市民意見を提起する意欲を阻喪してしまう。一体どこでこの様な逆転が起きて、それが見直されること無く今まで経過したのか、理由と責任を明確にするよう求める。</p>		<p>く検索できるよう努めてまいります。</p>
<p>計画案29～30ページで「高齢者の就業支援」として、「シルバー人材センター」の「会員増加」や「仕事」「働く機会」の拡大努力を掲げ、また「学習機会の充実」では「市民大学、高齢者学級などの」充実を掲げています。しかし、「■シルバー人材センターの状況」も「■高齢者学級の状況」も「目標」が示されていないのは何ゆえか明らかではありません。特に「高齢者学級」は高齢者が漸増するなかで、H20～22年の実績（参加者？）の傾向は漸減であるが、この背景は明らかではありません。にもかかわらず、「ニーズに踏まえた内容」「参加しやすい運営」に課題があるような記述ですが、一般的な表現すぎないのでしょうか。分かりやすい補強と第5期計画での目標値を明らかにして下さい。</p>	<p>原文の内容で対応します。</p>	<p>シルバー人材センターは、社団法人で運営しております。      会員増加の計画は、シルバー人材センターで決定されます。      高齢者学級につきましては、「第2次富士見市生涯学習推進基本計画」に定めておりますが、目標数値は定めておりません。</p>
<p>計画案33ページで「情報提供の充実」を掲げている。案文そのものは異存はないが、「広報ふじみ」や「ホームページ」の情報発信側は、家庭における実際を何処まで思いを及ぼしているのか疑問である。「広報ふ</p>	<p>原文の内容で対応します。</p>	<p>広報紙の発行は、平成17年4月より1ヶ月に1回の発行としています。また、紙面につきましては平成21年5月より2色刷りに変更し</p>

<p>じみ」は必要な発信情報が増える中にもかかわらず、月2回から1回の刊行に移行し、当然ながら1回当たりの情報量が増え、重要な情報も他の情報の中に埋没し、読み抜かしを招きかねない。例えば、表紙の「主な内容」も月1回と2回では倍・半分の違いである。誌面における「市政インフォメーション」も以前より倍量の項目を一度に見分けなければならない。</p> <p>常に情報の受け手側を意識した対処を求める。編集上等から限界があるのなら、以前のように月2回刊行・配布に戻すよう求める。予算の制約もあろうが、「情報発信」はそれを乗り越える役割を担っている。明確な態度表明を求める。</p>		<p>て発行を行なっております。</p> <p>これらの変更は、社会状況や市民ニーズの変化に対応した行政サービスを提供するための事務事業の見直しや、行財政改革の一環として実施したものであり、地方自治体を取り巻く厳しい財政状況下において、市民の皆さまより1ヶ月1回の発行につきまして一定のご理解を得ながら進めてきたものでございます。</p>
<p>○35ページで、「公衆浴場入浴料補助」は大幅な削減計画になっている。「公衆浴場入浴料補助」は好評と聞いているが何ゆえか明らかでない(22年：26年で、利用者数は僅か4%に極端な削減、予算額でも14%と大幅減額)。また、56ページの「配食サービス事業／配食サービスモニタリング」は22年：26年で登録人数・利用述べ食数は増加計画だが、決算額は22%減額になっている。背景も理由も明らかでなく反対である。両者とも増額して当然ではないか。</p> <p>○36ページの「介護保険利用料補助」(市民税非課税世帯)は22年：26年で60%増の計画で、その点に異存は無いが、34～36ページの「高齢者福祉事業の推進」も、他の事業全体の予算額(補助目標)全体像が明らかでなく、またその予算額は何によってどの様に担保されているのか、或いは今後明らかにされるのか、予算・税等に不慣れな者としては理解に苦しむ。分かり易くしたうえで意見を求めるべきである。</p>	<p>原文の内容で対応します。</p> <p>原文の内容で対応します。</p>	<p>公衆浴場入浴料補助につきましては、平成26年度までに制度改正を予定した目標値となっております。</p> <p>配食サービス事業につきましては、委託事業としておりますが、平成26年度は委託金額が安くなる予定でございますので、登録人数は多くなりますが決算額が低く予定しております。</p> <p>36ページの「市内循環バス特別乗車証」につきましては、市内循環バスの委託料として予算措置されております。</p> <p>また、「ふれあい収集」につきましては、環境課の職員により直接行っておりますので、経費は記載しておりません。</p>
<p>○36ページの「ふれあい収集」延べ人数目標は一定の拡大目標であり</p>	<p>原文の内容で対応し</p>	<p>家庭ごみの回収方法につきましては環境課</p>

<p>評価は出来るが、市の基本的スタンスは、先ずもって近隣住民の共助を期待している。実際の現場は、「ふれあい収集」対象者だけでなく近隣住民自体が高齢化する中では、ひと様のお世話どころでなくなりつつある状況をもっとリアルに把握し対処されることを求める。また、町会の話し合いの中では三芳町では町自体がカゴを配置・回収している事が何時も話題になる。</p> <p>予算的制約もあろうが、三芳町並みの展望も明らかにして欲しい。</p> <p>○37ページの基本方針で「ケア付き住宅へ早めに住み替えるなど」と例示までしているが、「推進方策」ではその例示内容は「住まいの改善・確保」に繋がっているのか？そうであれば、基本方針に比べ推進方策は極めて抽象的で、本末転倒ではないか。</p>	<p>ます。</p> <p>一部修正します。</p>	<p>におきまして、平成24年度以降に新たな方法が検討されております。今後も連携し対応を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>計画（案）ではケア付き高齢者住宅の整備を予定しておりませんので、相談業務が中心になるものとして文章化しております。</p> <p>なお、「ケア付き高齢者住宅」を「サービス付き高齢者住宅」に修正いたします。</p>
<p>37ページの「公共施設などの整備」に関し、鶴瀬西3丁目西町会の集会所は、町会独自で取得・維持してきました。昨年暮の豪雨の中で、老朽化した樋が外れ雨水が隣家に流れ込む事態となりました。かなりの工事費を伴うこととなり、町会は市に助成を相談したのですが、「H24年度予算編成は完了した」等として何時になるか明確な対応はありませんでした。色々手を尽すなどして、年度内着工の要望書を提出する運びとなっていますが、市は現場に思いを馳せた思考・助言の姿勢が「住みよいまちづくりの推進」にはことのほか期待されます。</p>	<p>原文の内容で対応します。</p>	<p>直接この計画に関わる部分ではありませんので、担当課に内容を伝えます。</p>
<p>○47ページの「包括的支援事業」に「ボランティアなどのインフォーマルな活動も含めた地域ネットワークを構築し・・・」とありますが、「運営方針」、「今後の展開」の中でそれがどのようにイメージされているか理解できません。元々状況把握、事業評価も困難な課題でもあり気になります。</p>	<p>原文の内容で対応します。</p>	<p>地域包括支援センターが主催で関係者が集まり話し合う「地域ケア会議」をもとに、既存のネットワークとの連携を深めてまいります。また、運営方針のとおり様々な関係者との連絡調整を図りつつ関係構築に努めます。</p>

<p>○59ページに「居住系サービス」「特別養護老人ホーム、老人保健施設などの入所3施設」については「整備が進んだため」として、第5期期間中整備を進めないとしています。しかし、どの様に整備が進んだのかは、計画案文の中で全く明らかではありません。これでは、整備状況を知った者しか意見を持ってないではありませんか。パブリックコメント(市民意見提出手続)の本来の趣旨を損なうものではありませんか。このような意見募集で後は勝手にすすめられては、堪ったものではありません。</p>	<p>原文の内容で対応します。</p>	<p>介護保険制度創設時の平成12年は、特別養護老人ホームが1箇所、有料老人ホームが1箇所の2箇所でした。今後の予定といたしましては、現在の整備中のものを含めて、平成26年度末までに特別養護老人ホーム7箇所(地域密着型3箇所を含む)、老人保健施設3箇所、有料老人ホーム5箇所、認知症グループホーム4箇所となる予定です。</p> <p>このため、第5期計画期間の3年間においては、整備を行わないとしました。なお、次期第6期計画では、高齢者の状況等を考慮しながら施設整備を検討してまいります。</p> <p>また、市内の施設一覧は、市ホームページに「市内介護保険サービス事業所一覧」がごさいます。</p>
<p>○60ページに、介護保険料の「未納者対策」が記述されていますが、その未納状況は計画案文では明らかでなく、市ホームページでも探しかねます。</p>	<p>原文の内容で対応します。</p>	<p>未納者については、現年度及び前年度の一部またはこれまでに納付の無い方等様々でございませぬ。市ホームページには掲示しておりませぬ。</p> <p>これまでも未納者の徴収対策としまして、訪問等を実施してまいりましたが、第5期計画期間中についても引き続き、介護保険制度へのご理解をいただき納付に繋げてまいりたいと考えております。</p>

<p>○75 ページに、「在宅療養支援診療所」の圏域ごとの整備の記述がありますが、計画案文には現状の記述は無く、市ホームページでも現状を把握できません。それほど未整備なら、もっとそれなりに触れようがありはしませんか。真摯に意見を求める姿勢は感じられません。</p>	<p>原文の内容で対応します。</p>	<p>「在宅療養支援診療所」は、現在市内に3カ所ございます。</p> <p>国では今後高齢者の在宅生活を支援していくシステムとして、医療と介護の連携を強化する必要があるとしておりますので、当市としては今後富士見医師会に働きかけ整備に繋がりたいと考えております。</p> <p>なお、用語解説には説明を追加いたします。</p>
<p>○24 ページの「基本目標」の「(1)健康づくりの推進」で「自立支援」・「予防」・「主体的な健康づくり」を「支援」することが強調されている。それに続く各目標を見ると、『介護保険の基本理念である「自立支援」の実現を目指し』は、その限りでは正当であるが、基本目標(1)～(6)では、自立支援の「自立」が、一般的な意味での自立＝「他の助けや支配なしに自分一人の力で物事を行う」に中心軸が移動しているように受け止められる。介護保険の基本理念を「自立支援」のみ取り上げず、常に「尊厳の保持」と併せて取り上げるよう努め、その上で、たとえ介護が必要な状態となったとしても、人間としての尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な介護サービスを総合的・一体的に提供することが理解される基本目標に改めるよう提起する。</p>	<p>原文の内容で対応します。</p>	<p>介護保険法第1条に、「これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ日常生活を営めるよう」と規定されております。その趣旨は当市としても、当然尊重しなければなりません。</p> <p>市の基本理念23ページでは、「国の指針を踏まえ、富士見市では、高齢者の方々の人権が尊重され、地域の中でできる限り、生きがいを持って、健康でいきいきと生活できる地域社会づくりをめざします。」としております。これは、健康な方も介護の必要な方も含めて考えております。</p> <p>介護保険法の趣旨は十分踏まえているものと考えております。</p>
<p>○73 ページに「第1号被保険者保険料の見込み」は、今後条例で制定されるとあるが、その条例(案)はパブリックコメント募集があるのかど</p>	<p>原文の内容で対応します。</p>	<p>パブリックコメントは、富士見市自治基本条例の規定により実施させていただいております。</p>

<p>うかには全く触れられていない。保険料のおよその基準額を示すにしても、現在額にも触れるべきではないか。</p> <p>○3ページに「計画の性格と期間」によると、「老人福祉計画」と、「介護保険事業計画」を、「高齢者保健福祉計画」として一体的に策定する、とある。たしかに、介護保険法などは「一体のものとして作成されなければならない」としてはいるが、「として一体的に策定」を求めていると理解する。なぜなら、『「高齢者保健福祉計画」として』は、「一体的に」となっているとしても「老人福祉計画」、「介護保険事業計画」を含んでしまうと理解しかねない。(第4期計画でも同様な表現ではあるが)。当方の国語力に問題があるのだろうか。</p> <p>○54ページに、日常生活圏域を「5か所に再編し」とあるが、再編にあたっては案を広く市民に公開し、意見等も募っておこなわれるよう、要望する。</p>	<p>原文の内容で対応します。</p> <p>原文の内容で対応します。</p>	<p>す。</p> <p>ご意見の介護保険料の条例(案)は、パブリックコメントの対象ではございません。</p> <p>現行の保険料基準額(月額)は、3,560円(3,560円×12月=42,720円 100円未満切捨て)で、保険料基準額(年間)が42,700円でございます。</p> <p>なお、保険料につきましては、市ホームページ及び65歳以上の方には、個別に介護保険料納付通知書等により通知しております。</p> <p>介護保険法第117条第4項に「市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に定める市町村老人福祉計画を一体的なものとして作成されなければならない。」となっており、このため当市の「富士見市高齢者保健福祉計画」は、一体的に策定するものでございます。</p> <p>再編等につきましては、富士見市地域包括支援センター運営協議会に諮り、決定する予定でございます。</p>
<p>先に、『3ページに「計画の性格と期間」・・・』の意見を応募しまし</p>	<p>原文の内容で対応し</p>	<p>第5期富士見市高齢者保健福祉計画の性格</p>

<p>たが、パブリックコメント募集の「趣旨」を読み返していて気付きました。『平成24年度から3ヵ年の高齢者保健福祉事業と介護保険事業を示した「第5期富士見市高齢者保健福祉計画(平成24～26年度)」案を作成しました』とあります。当方の不明を恥じながらも、新たな疑問・意見を表明します。3ページでは「老人福祉計画」も並列的に述べられていますが、「趣旨」では含まれていませんが、何故なのでしょう。また、計画表題に「介護保険事業計画」の文字はありません、第4期計画でも同様と理解しています。「法定計画」であれば、尚更明示する必要があると考えます。</p>	<p>ます。</p>	<p>は、計画(案)3ページ「3.計画の性格と期間」でお示ししましたとおりでございます、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定するものでございます。</p>
--	------------	---